

# 競争ルールの検証に関するWG（第54回） 関係者ヒアリング資料

< ミリ波対応端末・端末下取りサービス・不良在庫特例の見直し等 >

2024年 3月28日  
ソフトバンク株式会社

1. ミリ波対応端末
2. 端末下取りサービス
3. 不良在庫特例の見直し
4. 本ヒアリング全般について

現在は産業利用がメイン



今後のサービスの普及・拡大がポイント

## 周波数特性（メリット/デメリット）

- ・ 超高速/大容量通信が可能
- ・ スポットカバーに適性あり  
※ニーズに応じた個別のエリア構築も可能
- ・ 伝搬距離が短い（面整備が困難）

## 周波数の活用方法

- ・ 大容量トラヒックのスポットカバー  
※スタジアム、テーマパークなど
- ・ 新たな産業用途での活用 等  
※工場内、工事現場、車車間通信用途など



遠隔操作でミリ波を利用



車車間通信でミリ波を利用

# 1. ミリ波端末の割引上限の見直し

今後ミリ波以外でも同様のケースが想定されるため、  
以下の整理が必要

- **例外対象とする機能・テクノロジーの基準**  
(ミリ波以外にも6Gなどの扱いもあらかじめ考慮しておく必要あり)
- **適用期間**  
(永年か期間限定か、期間限定とするならその期間の根拠など)  
※ 頻繁な基準変更は市場を混乱させる懸念
- **上限額**  
(例外として適切な上限額とその根拠)

1. ミリ波対応端末
- 2. 端末下取りサービス**
3. 不良在庫特例の見直し
4. 本ヒアリング全般について

### 運用を一部見直し (2024年度中予定)

#### 現状

#### 見直し後

店頭受付

査定結果確認 ⇔ 申込

変更なし

郵送受付

申込後のキャンセル不可

申込後のキャンセル可

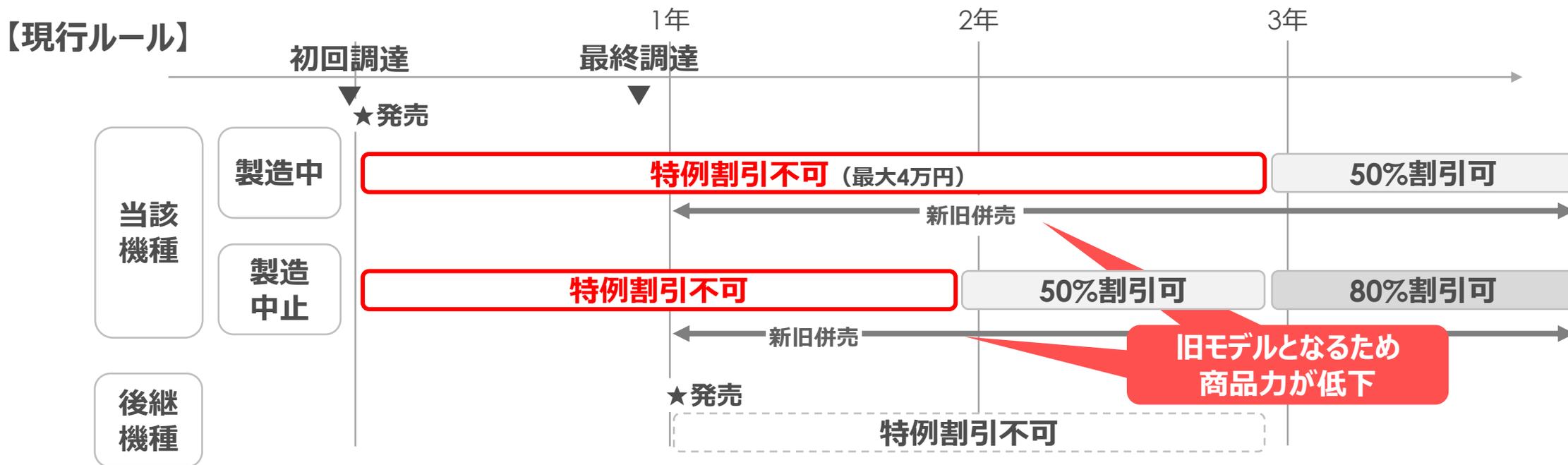
※ 「破損品」に該当の場合も同様  
※ 「破損品」該当基準は事前に公開

※ 「破損品」の場合の扱いを申込時に選択

1. ミリ波対応端末
2. 端末下取りサービス
- 3. 不良在庫特例の見直し**
4. 本ヒアリング全般について

### 3. 不良在庫特例の見直し

#### ルール見直しに賛成（一定量の不良在庫発生は不可避）



#### 【検討いただきたい事項】

- ・ 製造中/中止の区分の撤廃
- ・ 最終調達からの経過期間の短縮

1. ミリ波対応端末
2. 端末下取りサービス
3. 不良在庫特例の見直し
4. **本ヒアリング全般について**

# 本ヒアリング全般を通じての意見

事業法第27条の3の制定時には、衆参両院の総務委員会にて以下の附帯決議がなされています。

本WGにおける議論においても、「モバイル市場における公正かつ自由な競争環境の確保」はもちろんのこと「事業者の経営判断及び健全な事業活動を阻害することのないよう十分に配慮」していただくことを改めてお願いいたします。

特に、「通信料金と端末代金の分離にかかる事業者の指定の除外は、事業者間の公平性及び利用者の適切なサービス選択の確保に配慮し、慎重に行う」よう、改めて強くお願いいたします。

## 衆議院総務委員会（2019年4月18日）

利用者の自由な選択に基づく良質なモバイルサービスの提供を促進するため、モバイル市場における公正かつ自由な競争環境の確保に努めるとともに、事業者の経営判断及び健全な事業活動を阻害することのないよう十分に配慮すること。

通信料金と端末代金の分離にかかる事業者の指定の除外は、事業者間の公平性及び利用者の適切なサービス選択の確保に配慮し、慎重に行うこと。

## 参議院総務委員会（2019年5月9日）

利用者の自由な選択に基づく良質なモバイルサービスの提供が促進されるよう、モバイル市場における公正かつ自由な競争環境の確保に努めるとともに、事業者の経営判断及び健全な事業活動を阻害することのないよう十分に配慮すること。

通信料金と端末代金の分離等に係る事業者の指定除外について総務省令を定めるに当たっては、事業者間の公平性及び利用者の適切なサービス選択の確保に配慮し、慎重に行うこと。

ヒアリング事項	回答
<p>指定対象事業者の見直し</p>	<p>① 指定対象事業者の基準について、MNO・MVNO共通の閾値を設けることについてどのように考えるか。</p>

- 2024年1月29日の本WG事務局資料「今後の検討の進め方（資料51-1）」のP50「電気通信事業法第27条の3の指定対象事業者の基準」にもあるとおり、**事業法第27条の3の制定時には「MNO4者は周波数の割当てを受けて自らネットワークを運用する事業者であり、競争への影響が少ないとは考えられない」として、また、2023年12月の省令改正時は「MVNOのMNOに対する相対的な競争力の低下」を理由の一つとしてMNOに閾値を設けることは行っていません。**  
 現在もこの状況が変わったわけではないため、MNO・MVNO共通の閾値を設ける理由はないと考えます。
- 同事務局資料のP60「指定対象事業者の見直しに関する今後の検討の方向性」では、SIMロックのかかった端末を販売していたことを「周波数の割当てを受けて自らネットワークを運用することが競争に与える影響」の要因としていますが、SIMロック有無と競争環境（特に楽天モバイルと他のMNOの関係）が明瞭ではありません。寧ろ、周波数の割当てを受けて自らネットワークを運用する事業者とMVNOとの最も大きな違いは、ネットワーク設備の保有有無によるサービス設計の自由度の違いであり（楽天モバイルもプラチナバンド含め割当て済）、この点が競争に与える影響として最も大きな要因と言えるものです。したがって、この点を考慮せずにMNOとMVNOを同列に扱うことは公正競争を歪めることに繋がると考えます。
- また、事業法第27条の3制定時の衆参両院での付帯決議にて、「**通信料金と端末代金の分離にかかる事業者の指定の除外は、事業者間の公平性及び利用者の適切なサービス選択の確保に配慮し、慎重に行うこと**」が求められているにもかかわらず、**本観点を踏まえた議論が行われていません。**  
 具体的には、2024年3月13日の当社ヒアリング資料でもご説明のとおり、指定対象事業者の見直しは、転売ヤー問題や端末の買換え頻度の違いによる利用者の不公平感（ひいては利用者による適切かつ自由なサービス選択の阻害）等立法趣旨に反する課題等が生じかねませんが、一切本課題について論じられていませんので、当時の付帯決議も踏まえ、事業者の公平性及び利用者の適切なサービス選択の確保についていずれも配慮すべきであり、一部事業者の規制緩和を追加的に行うべきではありません。

© 2024 SoftBank Corp.

ヒアリング事項		回答
指定対象事業者の見直し	② 指定対象事業者の閾値を、他の例にならない、例えば、10%、25%に変更することについてどのように考えるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>同事務局資料のP50「電気通信事業法第27条の3の指定対象事業者の基準」にもあるとおり、2023年12月の省令改正時に「2022年7月の楽天モバイルの料金プラン改定が他の事業者の事業戦略に一定の影響を与えたことを踏まえれば、MVNOであっても、その改定当時の楽天モバイルの契約者数（約500万人）程度の契約者を有する場合は、事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少なくないとも考えられる」とされています。</li> <li>本省令改正の記載内容はわずか数か月前の内容であり、楽天モバイルを含む直近のMNOの競争環境の観点からも、この時点から状況は何ら変わっておらず、現在の4%（＝約500万人）の基準を変更する理由はありません。</li> </ul>

ヒアリング事項		回答
ミリ波対応 端末	ミリ波対応端末ユーザーのARPUが高いこと（約1.32倍）を踏まえ、ミリ波対応端末の割引上限を変更することについてどのように考えるか。また、端末別のARPUのデータはあるか。	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p style="text-align: right; background-color: red; color: white; padding: 2px 5px;">構成員限り</p> <p>ミリ波対応端末の割引上限を変更することについては、上記傾向にあることも踏まえつつ、本編でもご説明のとおり、例外対象とする機能・テクノロジーの基準、適用期間、上限額等整理が必要と考えます。</p> </div>
端末下取り サービス	郵送での下取りの件数。そのうち、利用者が当初想定していた査定金額とキャリアの査定結果が一致していなかった件数。	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p style="text-align: right; background-color: red; color: white; padding: 2px 5px;">構成員限り</p> </div>



# 情報革命で 人々を幸せに

SoftBank